

危害予防規程の変更届の手続きに関する 解説について



- 平成30年11月14日付で、高圧ガス保安法関係法令の一部改正された

「大規模地震」及び「津波」に係る対策を危害予防規程に追加して変更することが必要に

1. 大規模地震に対する対策の追加

大規模地震に係る防災及び減災対策について危害予防規程に定めること。

対象事業所・・・第一種製造所である充填所、容器検査所、オートガススタンドが対象

2. 津波に係る対策の追加（一部の製造事業所が対象）

津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により津波浸水想定が設定された区域内にある事業所の場合にあっては、津波に係る対策について危害予防規程に定めること。

対象事業所・・・第一種製造所であり指定区域にある充填所、容器検査所、オートガススタンド等が対象（指定区域の説明はスライド3ページで説明）

【施行日】 2019年9月1日

【経過措置】

1年間。すでに危害予防規程の届出を行っている事業者については、2020年8月31日までに、改正省令に適合させること（危害予防規程の変更を行い、届け出ること）。

- 原則、所管行政庁である都道府県・市区町村等の高圧行政から危害予防規程変更届の作成に関する指導があれば、それに従い作成してください。
- また、御指導が無い場合にあっても、法令が要求している危害予防規程に定める事項を、自らの製造所等の状況を考慮し、遵守可能な対策を自ら検討し作成することが本来の作成手順となります。
- 特段の指導が無い場合や、自ら作成することが困難な場合、会員事業者の作成の一助となることを目的に、記載例をワードデータとしてご提供します。
- 「危害予防規程に追加すべき事項の記載例」は、各所管の各都道府県等から了解を得ている内容ではありませんので、変更届出受理が保証するものではないことをご了承ください。
- 危害予防規程変更届の鑑や、添付書類等にあっては、所管行政のホームページ等を確認のうえ、ご準備ください。
- 記載例において、赤字で記載している箇所は、各事業者の実態に合わせて記載を変更してください。
- 記載例において、記載している内容について、自らが実践できるかどうか重要です。黒字で記載している箇所であっても記載内容の実施が困難な場合や、事業所の実情に合わない場合などは、それぞれの実態に即して記載を変更してください。
- 記載している地震対策や津波対策について、既に危害予防規程に定めている場合は、詳細項目に抜けている事項が無いか確認し、抜けている事項がある場合は追加規定してください。抜けが無い場合にあっては、その旨を所轄行政に報告し、届け出る必要があるか確認することが望ましい。

- 全ての事業者が対象で、次の事項を定め、届け出る必要がある。

定めるべき項目

1. 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。
 - (1) 地震に対する基本方針、緊急時の体制
 - (2) 緊急措置訓練、避難訓練等
 - (3) 事業所内避難場所での食糧必需品の確保確認
 - (4) その他必要な教育、訓練等

(参考) 「防災」と「減災」について

- 「防災」とは、災害による被害を出さないようにする対策。(災害からの被害をゼロに近づける取組)

(注) 防災は広い意味で「被災から復旧」までを含める場合もある。

具体的には建物の耐震化や河川の改修災害マニュアルの作成から警報システムの開発まで、被害抑止に関することが行われる。

- 防災の問題点⇒災害を事前に予知することが必要。最近では自然災害の前兆を完全に予測することは困難。
- こうした中で生まれた考え方が「減災」。減災とは災害による被害を最小限に抑える対策。

- 津波対策を規程することが義務付けられた事業所とは「津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により津波浸水想定が設定された区域内にある事業所」を指す

【津波防災地域づくりに関する法律第8条の抜粋】

第八条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。）を設定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により津波浸水想定を設定しようとするときは、国土交通大臣に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、関係する海岸管理者及び河川管理者の意見を聴くものとする。

4 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定したときは、速やかに、これを、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

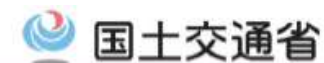
5 国土交通大臣は、前項の規定により津波浸水想定の設定について報告を受けたときは、社会資本整備審議会の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。

6 第二項から前項までの規定は、津波浸水想定の変更について準用する。

【自らの事業所が区域内かどうかを確認する方法】

- 各都道府県に問い合わせるか、都道府県のホームページ等においてマップを確認
- ※1 該当するかどうかは「津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定」に基づくハザードマップであり、河川ハザードマップ等は対象とならない点に注意すること。
- ※2 都道府県によっては、同法に基づく津波浸水想定を未設定の場合がある。そのような場合、都道府県では、都道府県が設定した後1年以内に届け出ることとなっている。

津波浸水想定の設定状況



津波浸水想定

令和元年7月31日現在

設定済みの府県名	設定日	設定済みの府県名	設定日
茨城県	平成24年 8月	愛知県	平成26年11月
青森県(下北八戸沿岸の一部)	平成24年10月	青森県(津軽、陸奥湾沿岸、下北八戸の一部(変更))	平成27年 3月
徳島県	平成24年12月	山口県(日本海沿岸)	平成27年 3月
高知県	平成24年12月	沖縄県	平成27年 3月
宮崎県	平成25年 2月	三重県	平成27年 3月
青森県(陸奥湾、下北八戸沿岸の残部)	平成25年 2月	神奈川県	平成27年 3月
熊本県	平成25年 4月	佐賀県	平成27年 7月
岡山県	平成25年 4月	静岡県(伊豆半島沿岸の一部)	平成27年 8月
和歌山県	平成25年 4月	福岡県	平成28年 2月
広島県	平成25年 4月	山形県	平成28年 3月
香川県	平成25年 4月	京都府	平成28年 3月
愛媛県	平成25年 6月	秋田県	平成28年 3月
大阪府	平成25年 8月	北海道(日本海沿岸)	平成29年 2月
静岡県(遠州灘、駿河湾沿岸伊豆半島沿岸の一部)	平成25年11月	島根県	平成29年 3月
山口県(瀬戸内海沿岸)	平成26年 1月	富山県	平成29年 3月
兵庫県(阪神、淡路、神戸、播磨地域)	平成26年 3月	石川県	平成29年 5月
大分県	平成26年 3月	岐阜県	平成29年 7月
長崎県	平成26年 4月	新潟県	平成29年11月
鹿児島県	平成26年 9月	兵庫県(日本海側)	平成30年 3月
		鳥取県	平成30年 3月
		千葉県	平成30年11月
		福島県	平成31年 3月

※ 津波浸水想定の設定日は「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第4項に基づく国土交通大臣への報告日による

5. 津波浸水対策について ①

- 津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により津波浸水想定が設定された区域内にある、次の事項を定め、届け出る必要がある。南海トラフ地震特別措置法等による防災対策を既に規定している場合にあっても策定する必要がある。

【定めるべき項目】

1. 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。

津波に関する警報が発表された場合における当該警報の伝達方法及び避難に関して、次の項目について定めること

- (1) 情報入手手段の確保
- (2) 警報の内容が事業所内の従業員に確実に伝達されるための伝達経路及び伝達方法
- (3) 具体的な避難場所及び当該避難場所までの経路
- (4) その他避難に関して必要なこと

2. 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。

津波による高圧ガス製造施設の被害予防対策として次の項目について定めること

- (1) 従業員の安全確保を前提とした緊急停止措置等に係る操作手順、判断基準の確立
- (2) 緊急措置等の責任者及び不在時の代理者の権限の明確化

3. 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。

津波防災に係る教育、訓練及び広報について、次の項目について定めること

(1) 津波防災上必要な教育及び訓練に関し、保安教育計画に定めるところに従って、次の項目について事前に実施すること

- ・地震・津波に関する知識、津波防災地域づくりに関する法律等に関する津波防災上必要な教育
- ・津波浸水を想定した緊急措置訓練及び避難訓練

(2) 事業所周辺の住民に対する津波防災訓練の内容、方法及び時期等必要な事項の広報

【定めるべき項目】

4. 津波による製造設備又は貯蔵設備(冷凍則適用事業所を除く)の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること。

(当該事業所の所在地における津波浸水想定が3メートルを超える場合に限り)

次の項目について定めること

- (1) 津波による製造設備及び貯蔵設備への被害や事業所内及び周辺地域における被害の想定
- (2) 被害の想定を関係行政機関や近隣住民等へ情報提供するための方法、手段

5. 充填容器等(高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く)の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること。

(当該事業所の所在地における津波浸水想定が1メートル(車両に固定した容器に係る事項にあっては、2メートル)を超える場合に限り)

津波浸水時の充填容器等に係る措置を次の項目について定めること

- (1) 充填容器等の流出防止を図るための措置

・津波浸水による容器の事業所外への流出防止対策、タンクローリーの事業所外への流出防止、安全な場所への待避等の措置

- (2) 津波浸水により事業所外へ流出した容器等の回収に係る措置

・関係行政機関や各関係団体等との協力体制(流出容器の対処方法)及びその周知方法

6. 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置, 防消火設備, 通報設備, 防液堤その他保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。

津波に関する警報が発表された場合における保安設備の作業手順等について、次の項目について定めること

- (1) 緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順
- (2) (1) に掲げる設備等の機能が喪失した場合における対応策

7. 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

津波浸水想定の高さに応じ、津波後の製造施設の被害状況の確認方法、及び製造施設にその被害に対する応急措置を定めること

- KHKS

危害予防規程の作成にあたっては、高圧ガス保安協会規格「**危害予防規程の指針(KHKS-1800)**」を参考にできます。

しかしながら、現時点（2020年3月13日時点）において、地震、津波規定に対応した指針改定は行われていません（2020年度に入って公表される見込み）。

なお、検討途中のKHKSの指針は、以下のアドレスから確認できます。

https://www.khk.or.jp/Portals/o/khk/hpg/hpg_div/2020/hpg_sc_5-6/hpg_sc_5-6_04.pdf

- 危害予防規程に変更履歴の記載箇所がある場合は変更内容記載を加えること
- 以下は記載例

第11章 → 危害予防規程の制定及び変更

11.1 作成、制定及び変更の方法

危害予防規程は、社長が最高保安責任者等の関係者と協議して作成し制定する。また、変更するときも同様に行う。

11.2 届出及び発効

- (1) 社長は、制定または変更する危害予防規程について、〇〇知事への届出を行う。
- (2) 届出を受理された危害予防規程は即日発効する。

11.3 経過の記録

危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、次の事項を危害予防規程に記録する。

- (1) 制定又は変更年月日
- (2) 届出番号及び届出年月日
- (3) 変更の概要

制定/変更 年月日	種別	届出 年月日	変更の概要
平成〇年〇月〇日	制定	平成〇年〇月〇日 消規第〇〇号	
平成26年9月24日	変更	平成〇年〇月〇日 消規第〇〇〇号	南海トラフ地震防災規程追加
令和2年〇月〇日	変更	令和2年〇月〇日	・大規模地震・津波浸水対策規程追加

- 危害予防規程と関連性のある「保安教育計画」においても、届出する必要はないが、本件に係る教育事項を追加する改定をすること。
- 以下は記載例（津波対策対象外の場合は、津波の文字を削除すること）

第6章 → 対象者別の教育訓練内容

6.3 現場従業員の教育訓練

液化石油ガスに関する作業を行う現場従業員に対する教育訓練は、社内における職場内教育訓練及び職場外教育訓練を重視とし、繰り返し教育訓練し体得させる。

6.3.1 保安意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・実施頻度：年1回以上

-
-
-
-
-
-

6.3.8 大規模地震、津波に係る防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・実施頻度：年1回以上

- 地震、津波に関する基礎知識について
- 地震、津波発生時に事業所で想定される被害について
- 地震、津波発生時の任務分担及び行動要領について
- 避難場所、避難経路について
- その他

6.3.9 その他必要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・実施頻度：随時

- 変更届を出す以上に、各事業者が今回の変更した内容を理解し、規定した内容を実践することが重要となります。
- 例えば、規定した各種訓練の実施、定期的な防災教育の実施、緊急体制の整備などを計画的かつ確実に行うことに留意してください。